

## 生かき産地等偽装防止特別監視チーム設置要綱

(設置)

第1 宮城県食の安全安心対策本部設置要綱(平成14年10月1日施行)第4の規定に基づき、生かきの産地等偽装防止のため、生かき産地等偽装防止特別監視チーム(以下「監視チーム」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2 監視チームは、次に掲げる事務を所掌するものとする。

- (1) 生かきの産地等偽装防止のための監視、指導、調査等に関すること。
- (2) その他宮城県食の安全安心対策本部長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3 監視チームは、生かき産地等偽装防止特別監視員をもって構成し、本部長が指定する。

2 監視チームに塩釜班、石巻班、気仙沼班及び支援班を置き、その所管区域は別表のとおりとする。ただし、石巻班の所管区域のうち、東部地方振興事務所の水産に関する事務に係る所管区域に該当しない東松島市に関する事務については、関係機関相互で協議の上、対応を行う機関の変更も可能とする。

(庶務)

第4 監視チームの庶務は、環境生活部食と暮らしの安全推進課において処理する。

(その他)

第5 この要綱に定めるもののほか、監視チームの運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月15日から施行する。

別表

班名	所管区域	生かき産地等偽装防止特別監視員
塩釜班	塩釜保健所管内	本部長が指定する職員
石巻班	石巻保健所管内	
気仙沼班	気仙沼保健所管内	
支援班	県内全域	

所管区域は、行政組織規則第41条第1項により規定された区域とする。